長崎市監査公表第 12 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和4年11月25日

長崎市監査委員 柴 原 慎 一

同 三谷利博

同 奥村修計

同 林 広文

令和4年度

監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

防災危機管理室 秘書広報部 市民生活部 建築部 消防局 議会事務局 教育委員会学校教育部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査 (定期監査) 及び行政監査

第2 監査の対象

部 局 名	所 属 名		
	防災危機管理室		
秘書広報部	秘書課、広報広聴課、広報戦略室、国際課、		
(松) 古公刊(印)	東京事務所		
	自治振興課、市民協働推進室、住民情報課、		
 市民生活部	人権男女共同参画室、文化振興課、遠藤周作文学館、		
川氏土伯即	スポーツ振興課、小ヶ倉プール、網場プール、		
	アーチェリー場、消費者センター、もみじ谷葬斎場		
 建築部	建築総務課、住宅政策室、建築課、設備課、		
建架 即	建築指導課		
	総務課、予防課、警防課、指令課		
 消防局	中央消防署警防1課、中央消防署警防2課		
(日内)/可	北消防署警防1課、北消防署警防2課		
	南消防署警防1課、南消防署警防2課		
議会事務局	総務課、議事調査課		
	池島小学校、岩屋中学校、滑石中学校、三重中学校、		
 教育委員会学校教育部	横尾中学校、小江原中学校、池島中学校、琴海中学校、		
秋月安貝云子仪秋月前 	外海中学校、神浦・黒崎学校給食共同調理場、		
	池島学校給食共同調理場		

第3 監査の範囲

令和3年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、 次の3点を重点項目とした。

- 1 重点項目
- (1) 収入事務 諸収入に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 委託料に係る一連の事務手続き 必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

第4 監査の期間

令和4年4月1日から令和4年10月27日まで

第5 監査の着眼点

- 1 主な着眼点
- (1) 収入事務

ア 調定事務 根拠法令等、調定の手続き

イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理

ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い

(2) 支出事務 業務委託の内容、契約方法、監督及び検査

(3) 現金等管理事務 つり銭、切手及び IC カード等の管理・保管状況

第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、 正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努 めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。 また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第7 監査委員の除斥

奥村修計監査委員は、監査の対象のうち防災危機管理室及び消防局北消防署警防2 課について地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第8 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及 び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項(法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適 当と認めたもの)

1 支出事務について

(1) 長崎市議会本会議テレビ中継業務委託(令和3年第6回定例会)における検査事務 と履行確認について

「議事調査課]

長崎市議会本会議テレビ中継業務委託は、中継時間の実績に時間単価を乗じて得た額を支払っているが、この中継時間の検査方法については、受注者が作成した業務完了報告書に添付されている請求明細書のみで確認していた。

請求明細書に記載された時刻を会議録の時刻と比較したところ、特定の 1 日において請求明細書に記載された終了時刻に約 1 時間の差異があったため、その差異について確認したが、どのような業務を行ったのか説明できる記録が存在していなかった。

検査事務と履行確認においては、業務完了報告書のみで検査することなく、中継 時間を同日中に確認するなど適切な事務処理を行われたい。